

会社役員は、経営に関わる多くの責任とリスクをかかえている



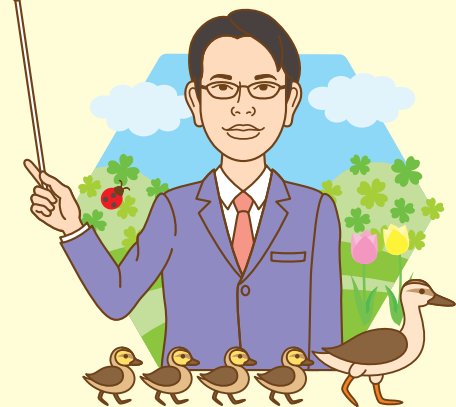
| | |
|----------|---|
| 会社訴訟 | 会社役員が善管注意義務や忠実義務に違反し会社に損害を与えた場合に、会社が役員に対して損害賠償を求める訴訟 |
| 第三者訴訟 | 会社役員が故意・重過失等によって第三者（取引先等）に損害を与えた場合に、第三者が役員に対して損害賠償を求める訴訟 |
| 従業員からの訴訟 | ハラスメントや不当解雇、過労死など従業員から役員に対して監視・監督義務を怠ったとして損害賠償を求める訴訟 |
| 株主代表訴訟 | 会社役員が善管注意義務や忠実義務に違反し会社に損害を与えた場合に、株主が会社に代わって役員に対して損害賠償を求める訴訟 |

社内外からのリスクに会社が備えるのはあたりまえになった今、役員個人も訴訟リスクから守れていますか？

社会福祉法人の
理事・評議員も
同様に…

平成 29 年 4 月の社会福祉法改正により、社会福祉法人の理事・評議員等の責任が明文化されました。理事はもとより、報酬のほとんどない評議員についても会社法上と類似の義務と責任を負担することとなり、損害賠償請求される可能性があります。

元気の Best Advice



2015年に施行された会社法改正は、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化を目的とするものでした。対象は主に大企業に向けた内容となっていました。中小企業においても内部統制強化や経営の透明化が求められはじめています。

近年の中小企業経営環境の変化により、役員の方々は訴訟リスクと向き合わざるを得ない時代となってきました。経営判断にかかわる責任の追及や取引先、従業員などから役員個人に対する訴訟も頻繁に発生しているのが現状です。

会社としてはすでに様々なリスクに備えられているかと思いますが、しかし、役員個人のリスクについてはいかがでしょうか。厳しい時代においても役員がしっかりと安心して社業に専念できるよう備えることは、必然と言えるのではないのでしょうか。

賠償シリーズ③



役員が個人として訴えられる事例が増えています

- 不正会計指示により関係した役員だけでなく役員全員に賠償請求！**
 役員が指示した不正会計により、株主が当該役員に損害賠償請求をした。同時に不正を防ぎきれなかったとし、株主が他の役員へも賠償請求！
- 長時間労働により従業員が事故。問題を放置した役員個人に賠償請求！**
 人材不足により長時間労働が常態化していた。取締役らはその状態を認識し事故を予見できたにもかかわらず、問題を放置したとして、遺族が役員個人に賠償請求！
- 提携解消で取引先より担当役員に賠償請求！**
 新規事業計画を担当していた役員が、計画を打ち切った。取引を打診していた取引先はすでに設備投資を行っており、多大な損失を被った。
 取引先が事業責任者であった役員へ賠償請求！

「D&O」＝会社役員が、訴えられるという事態を考えたことがありますか？

